

乳幼児のインフルエンザ



予防接種費用の一部を助成します！

乳幼児期は病原体に対する抵抗力が弱く、インフルエンザの罹患率が高いため、処置が遅れるとさまざまな合併症や重症化を招く恐れがあります。

留寿都村では、乳幼児をインフルエンザのまん延や重症化から守り、保護者の方々の負担軽減を図るため、インフルエンザ予防接種にかかる費用の一部を助成します。

| | |
|------------|---|
| 接種対象者 | 村内在住の小学校就学前の乳幼児 |
| 接種医療機関 | 留寿都診療所 |
| 接種期間 | <p>1回目：令和3年11月8日(月)から令和3年12月6日(月)まで 2回目：令和3年12月20日(月)まで</p> <p>〔※ 流行の状況によっては、ワクチンの入手が困難になる場合がありますので、12月6日(月)までに1回目の接種を完了させるようにしましょう。〕</p> |
| 助成の対象となる接種 | <p><u>留寿都診療所で接種した2回のインフルエンザ予防接種のうちの2回目の接種が対象です。</u></p> <p>(通常、乳幼児は2回の接種で効果があると言われています。)</p> <p>やむを得ない理由(※)により、他の医療機関で予防接種を受けられる場合は、事前に役場保健医療課(46-3131)へご相談ください。</p> <p>※ やむを得ない理由とは・・・</p> <p>① 母親の里帰り出産等により、村外へ一時的に滞在し、留寿都診療所において予防接種を受けることができない場合</p> <p>② 対象のお子様が医療機関等に入院中である場合、又は疾病等により主治医のいる医療機関で予防接種を受けなければならない場合</p> |
| 助成の金額 | <p>3歳未満(2回目) 1,390円</p> <p>3歳～小学校就学前(2回目) 2,140円</p> |
| 申請の方法 | <p>2回目の接種時に留寿都診療所の窓口にて「インフルエンザ予防接種費用助成申請書」に必要事項を記入し、押印のうえ申請をしていただきます。<u>印鑑を忘れずに持参してください。</u></p> |

【お問合せ先】 留寿都村役場 保健医療課 保健医療係 電話 46-3131

(令和3年10月20日発行)